# 松戸市教育委員会会議録

平成30年3月臨時会

開会	平成30年3月26日 (月) 9時30分より	閉会		平成30年3月26日(月)10時45分			
署名委員	教育長 伊藤 純一		委	:員	山形,	照恵	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一		委	員	伊藤	誠	×
	教育長職務代理者 山田 達郎		委	美員	武田	司	
	委員 市場卓		委	員	山形	照恵	
出席職員	内訳別紙のとおり						

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

## 教育委員会事務局出席職員一覧表

平成30年3月臨時会

No.	部課名 及	び 職制名	氏	名	No.	部課名	及び職制名	氏 氏	名
1	生涯学習部	部長	平野	昇	21				
2	生涯学習部	参事監	津川	正治	22				
3	学校教育部	部長	波田	寿一	23				
4	学校教育部	審議監	池上	誠一	24				
5	学校教育部	審議監	胡内	敦司	25				
6	教育企画課	課長	鈴木	章雄	26				
7	II	専門監	松丸	裕幸	27				
8	IJ	課長補佐	大西	真	28				
9	IJ	主査	藤中	孝一	29				
10	IJ	主査	安蒜	孝哲	30				
11	IJ	主査	武田	茂	31				
12	11	主任主事	四戸	俊也	32				
13	11	主任主事	島村	仁美	33				
14	学務課	課長	織原	一浩	34				
15	II	専門監	本木	健司	35				
16	IJ	課長補佐	浅田	勉	36				
17	指導課	課長補佐	秋谷	昌子	37				
18					38				
19					39				
20					40				

## 平成30年3月臨時教育委員会会議次第

- 1 日 時 平成30年3月26日(月) 午前9時30分より
- 2 場 所 教育委員会5階会議室
- 3 議 題
- (1) 議案
- 4 その他

## 平成30年3月臨時教育委員会会議 議題目次

### (1) 議案

① 議案第63号

松戸市立高等学校職員服務規程の一部を 改正する訓令の制定について

(学務課)

② 議案第64号

審査請求にかかる松戸市情報公開審査会

への諮問について

(教育企画課)

③ 議案第65号

松戸市教育委員会職員の人事について (教育企画課)

**教育長** それでは、傍聴人は本日はいないということなので、始めさせていただきます。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合には、事務局への受付をもって許可にかえること といたします。

本日、市場委員が都合により欠席されます。しかし、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の3の規定によりまして、本会議は開会することができます。

#### ◎開 会

教育長 ただいまから平成30年3月臨時教育委員会会議を開催いたします。

#### ◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山形委員にお願いします。

よろしいですか。

山形委員 はい。

教育長 お願いします。

#### ◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案3件となっておりますが、今お手元に議案第66号「平成29年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校教職員の任免について」を提出させていただきました。これを日程に追加の上、議題に追加したらいかがお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により決をとらせていただきます。 議案第66号を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議がないものと認め、議案第66号は日程に追加の上、議題とすることに決定いた しました。

なお、議案第64号は個人情報にかかわる案件であり、議案第65号、議案第66号は人事案件

となります。したがいまして、議案第64号、第65号、第66号の審議を秘密会としてはいかが かお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決をとらせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第64号、第65号、第66号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議がないものと認め、議案第64号、第65号、第66号の審議は秘密会といたします。 では、ここからの議事進行は山田教育長職務代理者にお願いします。

◎議案第63号

**教育長職務代理者** それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、議案第63号「松戸市立高等学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

では、ご説明お願いいたします。

学務課長。

**学務課長** 議案第63号「松戸市立高等学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明いたします。

お手元の資料 2 ページ、新旧対応表の載っているページをご覧ください。

本件は、松戸市職員の旅費に関する条例施行規則の改正に伴い、松戸市立高等学校職員服務規程第8条の施行規則の引用条文が、第4条から第7条に変わったことに対応するために提案するものです。

この訓令の施行日は、平成30年4月1日を予定しています。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** ありがとうございました。

議案第63号については、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

追加というか参考資料で出していただいたのが、松戸市職員の旅費に関する条例施行規則でありまして、これが4条までのものが載っております。これがもとのものということですよね。

学務課長 はい。

**教育長職務代理者** 4条に載っていたこの出張命令簿というものが、今度は7条に変わったということのご説明のようであります。

(「これが7条になったということ」の声あり)

教育長職務代理者 そういう理解ですよね。

学務課長、補足説明お願いします。

**学務課長** 今、このお手元にある資料のほうは、施行規則の古いほうで、この議会のところでこの施行規則の中で1条と2条の間に、新たに2条、3条、4条、5条という形で追加がありました。これも追加につきましては、旅行命令の取り消し等の場合における旅費というのが追加、そういう条文が入りましたので、それに伴っての2条が4条になりましたので、今、旧の2条が4条になりましたので、それでずれていくような形で。

あともう一つ、つけ加えます。 2条が4条に変わったこと、第2条の2が5条に変わって おりますので、そういうところで今回の議会で条例が変更に伴っての引用が変わりましたの で、変更ということで提案させていただきました。

**教育長職務代理者** ご説明のとおりです。2つですね、取り消しの条文が2つ、それから2条の2、これも以前追加されたんだろうと思うんですが、そこをこの際条文を計3つ分ずれたということで、条文のずれを直したという趣旨、ちょっと形式的なところかなと思います。 何かご質問ありますか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

**教育長職務代理者** 特にないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第63号を採決いたします。

議案第63号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第63号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第64号から議案第66号

教育長職務代理者 続きまして、議案第64号「審査請求にかかる松戸市情報公開審査会への諮

問について」と議案第65号「松戸市教育委員会職員の人事について」、議案第66号「平成29 年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校教職員の任免について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第64号、第65号、第66号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員はご退席を願います。

お残りいただきますのは、議案第64号「審査請求にかかる松戸市情報公開審査会への諮問について」は、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、生涯学習部参事監、教育企画課長、教育企画課専門監、教育企画課補佐、学務課長、学務課専門監、学務課補佐、指導課長、指導課補佐、議案第65号「松戸市教育委員会職員の人事について」は、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、生涯学習部参事監、教育企画課長、教育企画課専門監、教育企画課主査、議案第66号「平成29年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校教職員の任免について」は、学校教育部長、学務課長、以上でございます。その他の方は、退席をお願いいたします。

\_\_\_\_\_

#### (以後、秘密会)

#### 教育長職務代理者 ご報告します。

議案第64号、第65号、第66号につきましては、原案どおり決定いたしましたことをご報告 いたします。

\_\_\_\_\_\_

◎その他

教育長職務代理者 それでは、その他に移ります。

事務局から何かないですか。

委員の皆さん、何か。

卒業式がそれぞれ終わられまして、お疲れさまでございました。

告辞というご紹介があっての登壇ということで、まず位置づけがすごくはっきりしたかなということでありまして、その捉え方を、私も中学校と小学校に行ったんですけれども、ちょっと中学校のときは変な言い方しちゃって、告辞の「辞」が挨拶の「辞」というのが正しいんだけれども、示すという告示というのは、またちょっと別の単語があって、公に行政と

か国が、公に広く知らしめることを告示というというのは、物の本には出ている定義なんですけれども、そうじゃない告辞ということで、工夫をしながら今年はご挨拶をさせていただいて、私的には考えに考えた挙句、結局少し自分の言葉で言って、最後、代読をさせていただくということであれを読みました。だから、私初めてなんですけれども。何か告辞とすると、やっぱりそっちかなとかというふうに思いまして、やってみました。どうなのか、何がいいのかがちょっとよくわからないまま手探りですけれども。そんなことで。

何か卒業式の。

- **伊藤委員** 私の場合、全く別のお話をしたので告辞は読み上げず、あそこに置いてきただけな んですが、よくなかったですかね。
- **教育長職務代理者** いやいや、私も毎年そうしています。読み上げないというやり方もあるな と思ったんですが。祝辞じゃなくて告辞だというのがね。いろいろ考えさせられた今年であ りました。

何かいいですか、ご報告なければ。

それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

よろしくお願いします。

◎閉 会

**教育長** では、特にないということで、以上をもちまして、平成30年3月臨時教育委員会会議 を閉会いたします。

お疲れさまでした。

ありがとうございました。

閉会 午前10時45分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員